高知県公文書管理条例の検討のたたき台 (事務局提案)

(審査請求及び公文書管理委員会への諮問)

第〇条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年 法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

- 2 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、知事は、次の各号のいずれ かに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。
- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることと する場合(当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。)

び公文書管 理委員会へ の諮問)

(審査請求及

【読み替え準用高知県情報公開条例第15条の3第3項】

- 3 高知県公文書管理条例(〇〇〇年高知県条例第〇号。以下「公文書管理条例」という。)第〇条第2項の 規定により諮問をした知事は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- 利用請求(公文書管理条例第〇条第2項に規定する利用請求をいう。以下同じ。)をした者(以下この号 において「請求者」という。)(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等(公文書管理条例第〇条第5項に規定する特定歴史公文書等 <u>をいう。以下同じ。)の利用</u>について<u>公文書管理条例第〇条第4項に規定する反対意見書(以下「反対意見</u> 書」という。)を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

【読み替え準用高知県情報公開条例第15条の4】

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

(第三者から の審査請求 を棄却する場 合等における 手続)

第15条の4 <u>知事</u>は、次の各号のいずれかに該当する裁決をするときは、<u>利用をさせる旨の決定の日と利用</u> <u>をさせる日</u>との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、<u>知事</u>は、<u>利用をさせる旨の</u> <u>決定</u>後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、<u>利用をさせる旨の決定</u>をした旨及びその理由並びに 利用をさせる日を書面により通知しなければならない。

- (1) 利用をさせる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) <u>審査請求に係る利用決定等(利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させる</u>旨の決定を除く。) を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決(第三者である参加人が当該特定 歴史公文書等の利用に反対の意思を表示している場合に限る。)

【読み替え準用高知県情報公開条例第16条の2】

(公文書管理委員会の調査権限)

第16条の2 公文書管理委員会は、必要があると認めるときは、<u>知事に対し、利用決定等に係る特定歴史公</u> 文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、公文書管理委員会に対し、その提示さ れた特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

香権限)

- (審査会の調 2 <u>知事</u>は、<u>公文書管理委員会</u>から前項の規定に基づく求めがあったときは、これを拒んではならない。
 - 3 公文書管理委員会は、必要があると認めるときは、知事に対し、利用決定等に係る特定歴史公文書等に 記録されている情報の内容を<u>公文書管理委員会</u>の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成 し、<u>公文書管理委員会</u>に提出するよう求めることができる。
 - 4 第1項及び前項に定めるもののほか、公文書管理委員会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、 参加人又は<u>知事</u>(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当であると認める 者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

高知県情報公開条例

第15条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26 年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第15条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対 する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第16条第1項の規定により置 かれる高知県公文書開示審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該 公文書の開示について反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)が提出されている場合を
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならな い。
- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 請求者(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人 又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第15条の4 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する裁決をするときは、開示決定等の日と開示をする 旦との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、当該実施機関は、開示決定等後直 ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、<u>開示決定等をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面</u> により通知しなければならない。

- (1) 開示決定等に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該 審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表 示している場合に限る。

(審査会の調査権限)

- 第16条の2 審査会は、必要があると認めるときは、第15条の3第1項の規定により諮問をした実施機関(以下 この条において「諮問実施機関」という。)に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。こ の場合においては、何人も、<u>審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。</u>
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されてい る情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求 めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は <u>諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当であると認める者</u> にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳 (意見書等の 提出) (委員による 調査手続) (提出資料の は、この限りでない。 写しの送付 等)

【読み替え準用高知県情報公開条例第16条の3】

(意見の陳述)

第16条の3 公文書管理委員会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で 意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、<u>公文書管理委員会</u>が、その必要がないと認めるとき は、この限りでない。

2 前項の規定により意見の陳述をする場合においては、審査請求人又は参加人は、公文書管理委員会の 許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

【読み替え準用高知県情報公開条例第16条の4】

(意見書等の提出)

第16条の4 審査請求人等は、公文書管理委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、 公文書管理委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出し なければならない。

【読み替え準用高知県情報公開条例第16条の5】

(委員による調査手続)

第16条の5 公文書管理委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第16条の2第1項の規 定に基づき提示された<u>特定歴史公文書等</u>を閲覧させ、同条第4項の規定に基づく調査をさせ、又は第16条の 3第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

【読み替え準用高知県情報公開条例第16条の6】

(提出資料の写しの送付等)

第16条の6 公文書管理委員会は、第16条の2第3項若しくは第4項又は第16条の4の規定に基づく意見書又 は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記 録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付 するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるとき

- 2 審査請求人等は、公文書管理委員会に対し、公文書管理委員会に提出された意見書又は資料の閲覧 (電磁的記録にあっては、記録された事項を<u>公文書管理委員会</u>が定める方法により表示したものの閲覧)を 求めることができる。この場合において、公文書管理委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認め るときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 <u>公文書管理委員会</u>は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定に基づく閲覧をさせようとするとき は、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。た だし、公文書管理委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 公文書管理委員会は、第2項の規定に基づく閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

【読み替え準用高知県情報公開条例第16条の7】 (調査審議手

(調査審議手続の非公開) 売の非公開)

第16条の7 <u>公文書管理委員会</u>の行う調査審議の手続は、公開しない。

【読み替え準用高知県情報公開条例第16条の8】 (答申書の送 (答申書の送付等)

第16条の8 公文書管理委員会は、公文書管理条例第〇条第2項の規定による諮問に対する答申をしたとき は、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(意見の陳述)

第16条の3 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる 機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 前項の規定により意見の陳述をする場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、 補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第16条の4 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意 見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第16条の5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第16条の2第1項の規定に基づき 提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定に基づく調査をさせ、又は第16条の3第1項の規定による審 査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第16条の6 審査会は、第16条の2第3項若しくは第4項又は第16条の4の規定に基づく意見書又は資料の提 出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項 を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとす る。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限り でない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、 記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合におい て、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、 その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定に基づく閲覧をさせようとするときは、当該送付 又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会 が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定に基づく閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第16条の7 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第16条の8 審査会は、第15条の3第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査 請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。